

【技能実習計画の認定取消の内容】

＜実習実施者＞

- (1) 実習実施者名：アイシン新和株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 二井 郁夫
- (3) 所在地：富山件下新川郡入善町入膳 2458 番地
- (4) 取り消した計画の認定番号 (24 件)

(いずれも平成 30 年 6 月 28 日認定)

認 1807004755、認 1807004756、認 1807004757、認 1807004758、認 1807004759、
認 1807004760、認 1807004761、認 1807004762、認 1807004763、認 1807004764、
認 1807004765、認 1807004766、認 1807004767、認 1807004768、認 1807004769、
認 1807004770、認 1807004771、認 1807004772、認 1807004773、認 1807004774、
認 1807004775、認 1807004776、認 1807004777、認 1807004778、

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき平成 31 年 1 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

3 処分理由

平成 30 年 1 月 30 日、魚津簡易裁判所より労働安全衛生法違反により罰金 30 万円に処せられ、刑罰が確定したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 8 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。